第五条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「の写」を「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し」に改め、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により試験研究用等原子炉施設を承継する法人が現に」に改め、同項第四号中「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人」を加え、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　前号に規定する法人が法第二十五条第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第五条第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第六条第一項の表第一号イからハまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第二号ヘからチまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第三号ヌ中「つど」を「都度」に改め、同号ヌを同号ルとし、同号リ中「しや断」を「遮断」に、「つど」を「都度」に改め、同号にヌとして次を加える。

ヌ	警報装置から発せられた警報の内容	その都度	一年間

第六条第一項の表第三号イからヘまでの規定中「つど」を「都度」に改め、同表第四号イ中「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号ニ中「試験研究用等原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同号トからヌまで、同表第五号ロ、同表第六号イ及びロ、同表第七号イからニまで、同表第九号イからハまで、同表第十号イからハまで、同表第十一号、同表第十二号ロ、ハ及びホからリまでの規定中「つど」を「都度」に改める。

第十条第二項中「受けた原子炉」を「受けた試験研究用等原子炉」に改める。

第十四条の二第一項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「原子炉（」を「試験研究用等原子炉（」に、「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に、「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、同条第二項中「原子炉設置者は、原子炉」を「試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉」に改め、同条第三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改める。

第十四条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改める。

第十四条の四第一項第八号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同項第十四号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十五条第一項第十五号中「処置」の下に「（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。）」を加え、同条第二項中「一通及び副本一通」を「及び写し各一通」に改める。

第十五条の三第三項中「一通及び副本二通」を「及び写し各一通」に改める。

第十六条第一項中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

第十六条の二第二項中「一通及び副本二通」を「写し二通」に改める。

第十六条の三第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第一条第二号に掲げる試験研究用等原子炉

二　試験研究用等原子炉であつて前号に規定するもの以外のもののうち令第六十四条の表第二号の原子力規制委員会が告示で定めるもの

第十六条の六第一項中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

第十六条の十四第十一号を同条第十二号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰（せき）」を「堰」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「故障」の下に「その他の不測の事態が生じたこと」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「構造物」の下に「（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四　火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

第十九条中「一通及び写し二通」を「及び写し各一通」に改める。

第二十条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第二十二条第一号中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

別記様式第一中「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

別記様式第二中「原子炉設置者に」を「試験研究用等原子炉設置者に」に、「原子炉の運転時間」を「試験研究用等原子炉の運転時間」に、「原子炉の名称」を「試験研究用等原子炉の名称」に、「原子炉ごと」を「試験研究用等原子炉ごと」に改める。

別記様式第二の二裏面中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「第37条第６項」の下に「、第43条の３の24第６項」を加える。

別記様式第二の三裏面中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に、「第43条の２第２項」の下に「、第43条の３の27第２項」を加える。

別記様式第三表面中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第６項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第７項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、国際規制物資使用者、第61条第１項及び第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定（都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。